2024 年 3 月 15 日

ソレーナ STACIA カードカード会員規約
一部変更のお知らせ

2024 年 4 月 1 日より、規約を一部変更いたしますのでご案内申し上げます。
主な変更内容は以下のとおりです。

ペルソナ会員規約

現行	2024 年 4 月 1 日改定後
第5条 （届出事項の変更、会員への通知等） 1．当社に届出た氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、職業、勤務先、取引を行う目的、およびその他の項目（以下、総称して「届出事項」といいます。）に変更が生じた場合、次項に定める場合を除き、会員は遅滞なく、所定の届出用紙の提出または電話・インターネットによる届出等の当社所定の方法により変更事項を届出るものとします。 2．氏名・暗証番号・決済口座を変更する場合その他当社が必要と認める場合には、会員は、所定の届出用紙を提出する方法により変更事項の届出を行うものとします。 3．第２項の届出がなされていない場合でも、当社は、適法かつ適正な方法により取得した個人情報またはその他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断した場合には、当該変更内容に係る第２項の届出があったものとして取扱うことがあります。なお、会員は当社の当該取扱いにつき異議を述べないものとします。 4．第１項および第２項の届出がないために、当社からの通知または送付書類その他の物が延着または不着となった場合には、通常到着すべき時に会員に到着したものとみなします。ただし、届出を行わなかったことについてやむを得ない事情があるときを除きます。 5．当社は会員への意思表示・通知について、	**第5条 （届出事項の変更、会員への通知等）** 1．当社に届出た氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、職業、勤務先、国籍、在留資格、在留期間、取引を行う目的、およびその他の項目（以下、総称して「届出事項」といいます。）に変更が生じた場合、次項に定める場合を除き、会員は遅滞なく、所定の届出用紙の提出または電話・インターネットによる届出等の当社所定の方法により変更事項を届出るものとします。 2．氏名・暗証番号・決済口座を変更する場合その他当社が必要と認める場合には、会員は、所定の届出用紙を提出する方法により変更事項の届出を行うものとします。 3．第２項の届出がなされていない場合でも、当社は、適法かつ適正な方法により取得した個人情報またはその他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断した場合には、当該変更内容に係る第２項の届出があったものとして取扱うことがあります。なお、会員は当社の当該取扱いにつき異議を述べないものとします。 4．第１項および第２項の届出がないために、当社からの通知または送付書類その他の物が延着または不着となった場合には、通常到着すべき時に会員に到着したものとみなします。ただし、届出を行わなかったことについてやむを得ない事情があるときを除きます。

当該意思表示・通知を省略しても会員に不利益が生じない場合にはこれを省略して意思表示・通知があったものとみなすことができるものとします。 （追加）	5．当社は会員への意思表示・通知について、当該意思表示・通知を省略しても会員に不利益が生じない場合にはこれを省略して意思表示・通知があったものとみなすことができるものとします。 6．当社は、日本国籍を保有せずに本邦に居住している会員に対し、国籍、在留資格、在留期間の届出を求めることがあり、当該会員は届出に応じるものとします。
第 15 条（会員保障制度） 1．　第14条第1項の規定にかかわらず、当社は、会員が紛失・盗難により他人にカードまたはカード情報を不正利用された場合であって、第14条第2項に従い警察および当社への届出がなされたときは、これによって本会員が被るカードの不正利用による損害をてん補します。 2．　保障期間は、入会日から1年間とし毎年自動的に継続されるものとします。 3．　次の場合は、当社はてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。 ①　会員の故意または重大な過失に起因する損害 ②　損害の発生が保障期間外の場合 ③　会員の家族・同居人・当社から送付したカードの受領の代理人による不正利用に起因する場合 ④　会員が本条第4項の義務を怠った場合 ⑤　紛失・盗難または被害状況の届けが虚偽であった場合 ⑥　ショッピング、キャッシング・サービスおよび海外キャッシュサービス取引等のうち暗証番号の入力を伴う取引についての損害（ただし、当社に登録されている暗証番号の管理について、会員に故意または過失がないと当社が認めた場合はこの限りではあり	**第 15 条（会員保障制度）** 1．第14条第1項の規定にかかわらず、当社は、会員が紛失・盗難により他人にカードまたはカード情報を不正利用された場合であって、第14条第2項に従い警察および当社への届出がなされたときは、これによって本会員が被るカードの不正利用による損害をてん補します。 2．　保障期間は、入会日から1年間とし毎年自動的に継続されるものとします。 3．次の場合は、当社はてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。 ①　会員の故意または重大な過失に起因する損害 ②　損害の発生が保障期間外の場合 ③　会員の家族・同居人・当社から送付したカードの受領の代理人による不正利用に起因する場合 ④　会員が本条第4項の義務を怠った場合 ⑤　紛失・盗難または被害状況の届けが虚偽であった場合 ⑥　ショッピング、キャッシング・サービスおよび海外キャッシュサービス取引等のうち暗証番号の入力を伴う取引についての損害（ただし、当社に登録されている暗証番号の管理について、会員に故意または過失がないと当社が認めた場合はこの限りではあり

ません。） ⑦　第１４条第２項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の６１日以前に生じた損害 ⑧　戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害 ⑨　その他本規約に違反する使用に起因する損害	ません。） ⑦　会員が複数回に亘り類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害が会員の過失に起因する場合 ⑧　第１４条第２項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の６１日以前に生じた損害 ⑨　戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害 ⑩　その他本規約に違反する使用に起因する損害
第１６条（カード利用の一時停止等） （追加）	**第１６条（カード利用の一時停止等）** ９．当社は　、当社における法令遵守の観点から当社が必要と認めた場合には、他のアカウントへのチャージ（送金）取引について、カードの利用を制限することができるものとします。
第２４条（期限の利益の喪失） ４．本会員は、第２５条第１項第７号または第８号の事由により会員資格を取消された場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。	**第２４条（期限の利益の喪失）** ４．本会員は、第２５条第１項第７号または第８号の事由に該当したことが判明した場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。
第２５条（会員資格の取消） （追加）	**第２５条（会員資格の取消）** ３．当社は　、会員が第 3 条第 1 項または第 2 項の事由に該当した場合、会員の保有する当社が発行する全てのカードについて通知・催告等をせずに会員資格を取消すことができるものとし、当社と会員とのその他の契約についても通知・催告等をせずに解除することができるものとします。
（2023 年 3 月改定）	（2024 年 4 月改定）

個人情報の取扱いに関する同意条項

現行	2024 年 4 月 1 日改定後
第 1 条（個人情報の取得・保有・利用・委託） 1．会員および入会を申し込まれた方（以下総称して「会員等」といいます。）は、ペルソナ会員規約（本申込みを含んで、以下「本規約」といいます。）を含む株式会社ペルソナ（以下「当社」といいます。）との各種取引の与信判断および与信後の管理ならびに付帯サービスの提供のため、下記①から⑦の情報（以下これらを総称して「個人情報」といいます。）を当社が保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。なお、与信後の管理には、カードの利用確認、本会員へのカードご利用代金のお支払い等のご案内（支払遅延時の請求を含みます。）をすること（下記②の契約情報を含む家族カードに関するお支払い等のご案内は、本会員にご案内します。）、および、法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報（入会申込書の写し・残高通知書等）を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等（これらの電子化されたものにかかる記載事項の証明書を含みます。）の交付を受けて連絡先の確認や債権管理その他の会員管理のために利用すること、を含むものとします。 ① 申込み時および入会後に会員等が提出する申込書、届出書、ならびにその他の書類に記入・記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、職業、勤務先、取引を行う目的、資産、負債および収入に関する情報等の情報（以下総称して「氏名等」といいます。）、本規約に基づき届出られた情報、当社届出電話番号の現在および過去の有効性（通話可能か否か）に関する情報ならびにお電話等でのお問合せ等により当社が知り得た氏名等の情報（以下総称して「属性情報」とい	**第 1 条（個人情報の取得・保有・利用・委託）** 1．会員および入会を申し込まれた方（以下総称して「会員等」といいます。）は、ペルソナ会員規約（本申込みを含んで、以下「本規約」といいます。）を含む株式会社ペルソナ（以下「当社」といいます。）との各種取引の与信判断および与信後の管理ならびに付帯サービスの提供のため、下記①から⑦の情報（以下これらを総称して「個人情報」といいます。）を当社が保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。なお、与信後の管理には、カードの利用確認、本会員へのカードご利用代金のお支払い等のご案内（支払遅延時の請求を含みます。）をすること（下記②の契約情報を含む家族カードに関するお支払い等のご案内は、本会員にご案内します。）、および、法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報（入会申込書の写し・残高通知書等）を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等（これらの電子化されたものにかかる記載事項の証明書を含みます。）の交付を受けて連絡先の確認や債権管理その他の会員管理のために利用すること、を含むものとします。 ① 申込み時および入会後に会員等が提出する申込書、届出書、ならびにその他の書類に記入・記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、職業、勤務先、取引を行う目的、資産、負債および収入、国籍、在留資格、在留期間に関する情報等の情報（以下総称して「氏名等」といいます。）、本規約に基づき届出られた情報、当社届出電話番号の現在および過去の有効性（通話可能か否か）に関する情報ならびにお電話等でのお問合せ等により当社が知り得た氏名等の情報

います。） ② 会員のご利用に関する申込日、契約日、ご利用店名、商品名、契約額、支払回数等のご利用状況および契約内容に関する情報（以下「契約情報」といいます。） ③ 会員のご利用残高、お支払い状況等本規約により発生した客観的取引事実に基づく信用情報 ④ 来店、お電話等でのお問合せ等により当社が知り得た情報（映像・通話内容を含む。） ⑤「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく当社または決済口座のある金融機関等での取引時確認状況 ⑥ 当社が適法かつ適正な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類に記載されている事項 ⑦ 官報や電話帳等の公開情報 （略） 3. 当社が本規約に関する与信業務の全部または一部を当社の委託会社に委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、第2項により収集した個人情報を当該委託会社に提供し、当該委託会社が受託の目的に限って利用することがあります。 与信業務の全部または一部についての委託先は以下のとおりです。 名　称：ジェーピーエヌ債権回収株式会社 所在地：〒351－0022　埼玉県朝霞市東弁財1丁目2番16号 電話番号：048－450－2270 名　称：オリファサービス債権回収株式会社 所在地：〒169－0072　東京都新宿区大久保1丁目3番21号 新宿TXビル8階 電話番号：03－6233－3480	（以下総称して「属性情報」といいます。） ② 会員のご利用に関する申込日、契約日、ご利用店名、商品名、契約額、支払回数等のご利用状況および契約内容に関する情報（以下「契約情報」といいます。） ③ 会員のご利用残高、お支払い状況等本規約により発生した客観的取引事実に基づく信用情報 ④ 来店、お電話等でのお問合せ等により当社が知り得た情報（映像・通話内容を含む。） ⑤「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく当社または決済口座のある金融機関等での取引時確認状況 ⑥ 当社が適法かつ適正な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類に記載されている事項 ⑦ 官報や電話帳等の公開情報 （略） 3. 当社が本規約に関する与信業務の全部または一部を当社の委託会社に委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、第2項により収集した個人情報を当該委託会社に提供し、当該委託会社が受託の目的に限って利用することがあります。 与信業務の全部または一部についての委託先は以下のとおりです。 名　称：セゾン債権回収株式会社 所在地：〒336－0027　埼玉県さいたま市南区沼影1丁目10番1号　ラムザB棟6階 電話番号：048－633－4700 名　称：オリファサービス債権回収株式会社 所在地：〒169－0072　東京都新宿区大久保1丁目3番21号 新宿TXビル8階 電話番号：03－6233－3480
（2022年9月改定）	（2024年4月改定）